

漁業分野における2号漁業技能測定試験の受験手続等に関する規則

令和5年12月21日
漁業特定技能幹事会

漁業分野における2号漁業技能測定試験の受験に関する事務手続について、以下のとおり定める。

(実務経験証明書の交付)

第1条 漁業分野における2号漁業技能測定試験を受験しようとする外国人(以下「受験希望者」という。)は、特定技能所属機関(以下「1号構成員」という。)に対し、漁業分野に係る実務経験を証明する書面(別紙様式第1号)(以下「実務経験証明書」という。)の交付を求める。

2 1号構成員は、受験希望者からの求めに応じ、別紙様式に基づき、実務経験証明書を作成する。

- 一 実務経験証明書は、正副2部作成する。
- 二 電磁的記録の作成をもって変えることも可とする。

3 1号構成員は、実務経験証明書(副)を当該特定技能外国人に交付するとともに、実務経験証明書(正)を、所属する2号構成員に対し、以下の書類を付して、共同事務局(大日本水産会)への進達を依頼する。

- 一 受験希望者を確認するための書類として、以下のいずれか
 - ・パスポートの写し
 - ・在留カードの写し
 - ・船員手帳の写し
 - ・氏名、生年月日及び国籍が記載された書類の写し
- 二 その他証明事項の確認に必要な書類

(2号構成員による実務経験の確認)

第2条 1号構成員から前条第3項の規定による依頼を受けた2号構成員は、実務経験証明書に記載された受験希望者の実務経験の事実確認を行うとともに、以下の点について確認する。

- ・受験希望者の氏名
- ・生年月日
- ・国籍

2 実務経験証明書の記載内容が確認された場合には、2号構成員は、共同事務

局（大日本水産会）に対し、実務経験証明書を進達する。

（受験者情報の登録）

第3条 共同事務局（大日本水産会）は、進達された実務経験証明書に基づく受験希望者の情報（以下「受験者情報」という。）を取りまとめ、漁業技能測定試験の実施業務請負業者（以下「試験実施事業者」という。）に提供し、受験者として登録する。

2 受験者情報の取りまとめは、適宜行う。（注：件数が多くなれば、「毎月1回」などに改正するが、当面は適宜対応。）

（受験番号の発行等）

第4条 大日本水産会は、受験者情報の提供・登録をした際には、速やかに受験希望者に対し、登録した旨の連絡及び受験番号の発行を、電磁的記録により行う。

（受験）

第5条 受験希望者は、前条の規定により発行された受験番号をもって、試験実施事業者が定める方法により、受験の申込みを行う。

2 試験実施事業者は、大日本水産会から提供された受験者情報に該当する受験者以外の者を受験させてはならない。

補足：実務経験証明の対象には、技能実習期間は含まれない。

漁業特定技能協議会事務局 あて

(※所属する特定技能協議会2号構成員を通じて提出すること)

【事業者】

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者 (署名)

(作成日 年 月 日)

漁業分野における2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について漁業特定技能協議会事務局から照会があった場合には、個人情報に配慮しつつ記載内容を提供するなど適切に対応します。

記

1 証明の対象となる外国人

氏 名		
生年月日		
国籍・地域		
メールアドレス		
電話番号		
特定技能1号としての在留開始日 (該当する場合)		年 月 日

2 対象とする実務経験 (該当する方に○印)

() 漁船法 (昭和25年法律第178号) 上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

漁船法上の登録を受けた漁船の概要	
船 名	
漁船登録番号	
就業期間 (技能実習の期間は含まない)	
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日

就業期間合計： 年 月

- () 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づく養殖業の概要	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）又は養殖場の名称	
漁業権に基づく養殖業にあつては区画漁業権の免許番号 指定養殖業にあつては許可番号 届出養殖業にあつては届出番号	
就業期間（技能実習の期間は含まない）	
年 月 日～	年 月 日
年 月 日～	年 月 日

就業期間合計： 年 月

- ※証明の対象となる外国人の氏名、生年月日及び国籍・地域が分かる書類を添付すること。
- ※必要に応じ、行を追加すること。
- ※上記の業務に従事していない期間がある場合には、従事していた期間ごとに分けて記載すること。
- ※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者において、合計就業期間が2年を満たしていることを確認の上、本申請書に署名すること。
- ※証明事項に事実と相違がある場合には、申請人の受験資格や合格が取り消される場合がある。
- ※対象とする実務経験には、技能実習の期間は含まれない。

2号漁業技能測定試験の受験手続（フロー図）

